

公共工事における建設労働者の労働条件に関する意見書

建設産業は、我が国の基幹産業として社会資本整備と雇用機会を確保するために大きく貢献してきました。

しかし、近年は緊縮財政の下、公共工事の減少によって企業間の受注競争が激化しています。このため、下請けや現場等の建設労働者の労働条件にしわ寄せが生じており、労働条件の悪化や建設技能労働者の減少による公共工事の品質低下が憂慮されています。

国は昨年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を施行し、公共工事の品質確保の基本理念、発注者の責務や品質確保のための発注手続などが定められました。この法律を実効あるものにするためには、建設労働者の処遇改善が必要です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、建設労働者の労働条件等について、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 公共工事における建設労働者の生活できる賃金、労働条件の確保及び建設業退職金共済制度の徹底を図ること。
- 2 建設労働者への賃金が適切に支払われるよう条件整備を図ること。
- 3 公共工事に携わる建設技能労働者の確保・育成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年10月13日

江戸川区議会議員 渡部正明

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣

法務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・国土交通大臣 あて